

法人の県民税・事業税・地方法人特別税（特別法人事業税）について

1 新型コロナウイルス感染症関連

※令和2年6月現在の情報です。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による県税の申告・納付等の期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、申告書や決算書類などの申告・納付等の手続きに必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合は、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載の上、申告していただくことにより、延長の申請書が提出されたものとして取り扱います。この場合、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のある申告書が提出された日を申告期限、納付期限として取り扱います。

電子申告 (eLTAX) を利用されている場合は、法人名称に続けて「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力いただくか、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請 (eLTAX様式)」を添付のうえ申告してください。詳しくは地方税ポータルシステム (eLTAX) にお問い合わせください。

地方税ポータルシステム (eLTAX)

電話: 0570-081459 ホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(延長できる理由の例)

- ・ 法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染した。
- ・ 税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含みます。）が感染症に感染した。
- ・ 感染拡大防止のため企業の勸奨により在宅勤務等をしている方がいることにより、通常の業務体制が維持できない。
- ・ 取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告ができない。
- ・ 感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じた。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ ～徴収猶予の特例制度～

徴収猶予の特例制度に係る地方税法の一部を改正する法律が令和2年4月30日に施行され、三重県においても、本特例制度による徴収猶予申請を受け付けています。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、県税を一括して納付することが出来ない場合には、県税事務所に申請することにより、原則として1年間猶予を受けることができます。

2 電気供給業を行う法人の課税方式の変更

令和2年度税制改正により、電気供給業を行う法人のうち、発電事業及び小売電気事業を行う法人について、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割額と所得割額の合算額により法

人事業税が課されることとなりました。なお、送配電事業を行う法人についての変更はありません。
(電気供給業を行う法人の事業税の税率)

現行	改正後
事業税収入割額=収入金額×税率(1.0%)	事業税収入割額=収入金額×税率(0.75%) 事業税所得割額=所得金額×税率(1.85%)
特別法人事業税=収入割額×税率(30%)	特別法人事業税=収入割額×税率(40%)

3 地方税共通納税システム

令和元年10月1日から、地方税共通納税システムを利用して、全ての地方団体に対し納税できるようになりました。金融機関の窓口等での納付が不要になるほか、複数の地方団体への一括納税が可能になるなど納付事務の負担が軽減されています。手続き等は上記地方税ポータルシステム(eLTAX)にお問い合わせください。

4 大法人の電子申告による申告書等の提出義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度において、大法人が申告書を提出する場合、電子申告(eLTAX)により提出しなければならないこととなりました。電子申告で提出されなかった場合は、不申告として取り扱われます。

大法人とは、内国法人のうち、事業年度開始時において、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。

手続き等は、上記地方税ポータルシステム(eLTAX)にお問い合わせください。

5 申告書用紙等の発送停止

三重県では従来より、申告期限が近づいた全ての法人に対し、申告書用紙等の送付をさせていただいておりましたが、現在電子申告により申告いただいている法人に対しては、令和2年10月より、電子申告によるプレ申告データを送信したうえで、申告書用紙(納付書を含む)の送付はしないこととしましたのでご理解の程よろしく申し上げます。

なお、納付につきましては、上記の「地方税共通納税システム」をご利用いただくか、三重県のホームページより納付書をダウンロードのうえ使用していただくようお願いします。

なお、紙ベースで申告いただく法人に対しては、従来どおり送付を継続します。

【お問い合わせ】

三重県四日市県税事務所

(①)(2)徴収猶予の特例制度に関すること)

課税一課 059-352-0577

納税課 059-352-0575